

議案第 5 7 号

瑞穂町個人情報保護条例及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 3 年 9 月 1 日

提出者 瑞穂町長 杉 浦 裕 之

（提案理由）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号）の改正に伴い、条例を改正する必要があるので、本案を提出する。

瑞穂町個人情報保護条例及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

（瑞穂町個人情報保護条例の一部改正）

第 1 条 瑞穂町個人情報保護条例（平成 1 5 年条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 1 条の 2 中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に、「第 1 9 条第 7 号」を「第 1 9 条第 8 号」に、「同条第 8 号」を「同条第 9 号」に改める。

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正）

第 2 条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 27 年条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条及び第 5 条第 1 項中「第 19 条第 10 号」を「第 19 条第 11 号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第1条による改正

瑞穂町個人情報保護条例 新旧対照表

新	旧
目次 略 第1章及び第2章 略 第3章 自己情報の開示及び訂正等 第13条から第21条 略 (自己情報の提供先への通知) 第21条の2 実施機関は、前条第2項の規定により自己情報を訂正した場合において、必要があると認めるときは、当該自己情報の提供先(情報提供等記録にあっては、<u>内閣総理大臣</u>及び番号法第19条第8号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第9号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者(当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。))に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。 第4章から第6章 略 <u>附 則</u> <u>この条例は、公布の日から施行する。</u>	目次 略 第1章及び第2章 略 第3章 自己情報の開示及び訂正等 第13条から第21条 略 (自己情報の提供先への通知) 第21条の2 実施機関は、前条第2項の規定により自己情報を訂正した場合において、必要があると認めるときは、当該自己情報の提供先(情報提供等記録にあっては、<u>総務大臣</u>及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者(当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。))に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。 第4章から第6章 略

第2条による改正

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 新旧対照表

新	旧
(趣旨) 第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「法」という。)第9条第2項に基づく個人番号の利用及び法<u>第19条第11号</u>に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。 第2条から第4条 略 (特定個人情報の提供) 第5条 法<u>第19条第11号</u>の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。 2 略 第6条 略 別表第1から別表第3 略 <u>附 則</u> <u>この条例は、公布の日から施行する。</u>	(趣旨) 第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「法」という。)第9条第2項に基づく個人番号の利用及び法<u>第19条第10号</u>に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。 第2条から第4条 略 (特定個人情報の提供) 第5条 法<u>第19条第10号</u>の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。 2 略 第6条 略 別表第1から別表第3 略